主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人阿保浅次郎の上告趣意は、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(塩酸ジアセチルモルヒネは麻薬取締法一二条中の「その塩類」に当るこというまでもない。)

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三二年三月二八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	下 飯	坂	潤	夫